

# 登米市の給与・定員管理等について

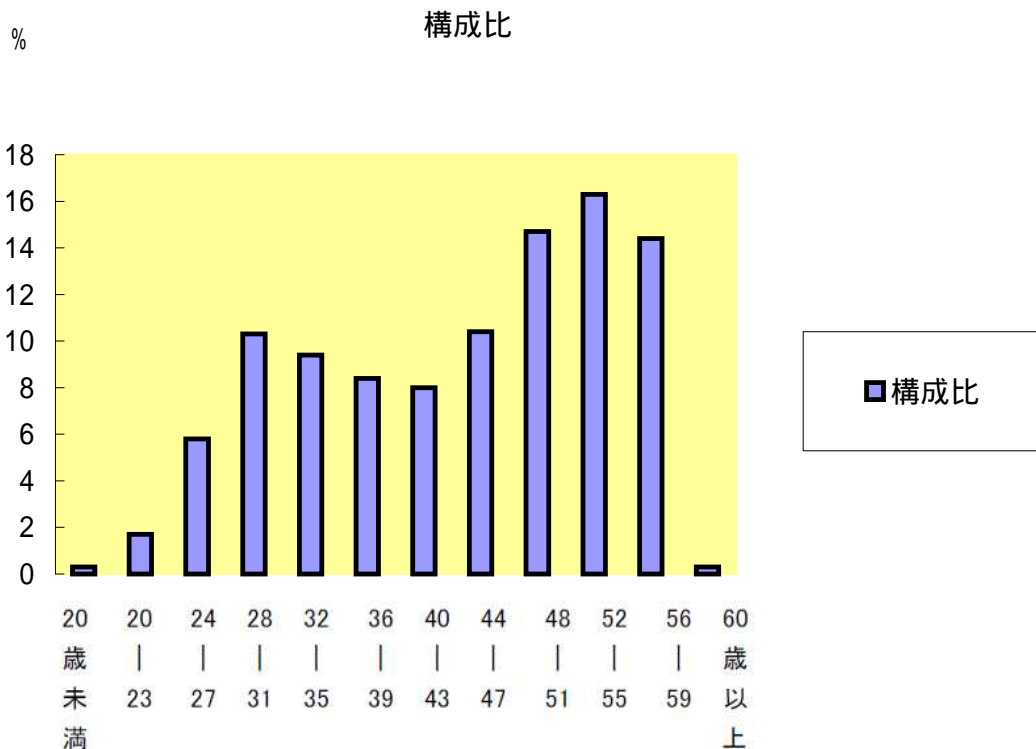
## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	87人	10.1%
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	114人	13.3%
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	177人	20.7%
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	325人	37.9%
5級	1 課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 2 重要な職務を所掌する公所の長の業務	92人	10.7%
6級	1 本庁の次長及び支所長の職務 2 本庁の総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	52人	6.1%
7級	会計管理者又は部長の職務若しくは職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職務	10人	1.2%

- 1 登米市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	32人	112人	198人	180人	160人	153人	200人	281人	312人	276人	4人	1,914人

部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	8	0	
		総務	262	267	5	研修派遣職員の増等
		税務	42	39	3	
		労働	0	0	0	
		農林水産	104	94	10	事務の統廃合による減等
		商工	10	9	1	
		土木	73	75	2	
		民生衛生	216	210	6	退職に伴う欠員不補充等
	計	808	795	13		
	教育部門	290	272	18	事務の統廃合による減等	
消防部門	149	152	3			
小計	1,247	1,219	28			
会計部門等	病院	598	585	13	診療業務一部縮小に伴う減等	
	水道	49	49	0		
	下水道	33	30	3		
	その他	44	32	12	民間等委託による減等	
	小計	724	696	28		
合計		1,971 [2,157]	1,915 [2,157]	56		

1 [ ]内は、条例定数の合計です。

採用・退職の状況

区分	平成18年 4月1日現在	退職者数	採用者数	平成19年 4月1日現在
事務職	945人	34人	2人	913人
技術職	743人	38人	20人	725人
消防職	138人	3人	8人	143人
労務職	144人	11人	0人	133人
計	1,970人	86人	30人	1,914人

役職別職員数(平成19年4月1日現在)

部長職	13
次長職	43
課長職	217
課長補佐職	542
係長職	471
一般職	495
労務職	133
合計	1,914

## 2 職員の給与の状況（公営企業職員を除く）

### （1）決算の状況

#### 人件費の状況（平成18年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 （18年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	（参考） 17年度の人件費率
89,439人	40,123,302千円	530,291千円	10,491,251千円	26.15%	27.23%

金額は、国の「地方財政状況調査」に基づき算出した普通会計決算額です。普通会計とは、ほかの地方公共団体との比較が可能となるよう設けられた統計上の会計です。

人件費とは、職員に支給される給与・退職手当と、市長や議員など特別職に支給される給与・報酬のほか、共済費（社会保険料の事業主負担分）などを含む経費の合計です。

実質収支とは、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質的な残額です。

人件費率とは、人件費の歳出額全体に占める割合です。

#### 職員給与費の状況（平成18年度普通会計決算）

職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
1,246人	4,704,540千円	602,545千円	1,959,607千円	7,266,692千円	5,832千円

職員手当には、調整手当・扶養手当・住居手当・通勤手当などがあります。退職手当は含みません。

職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

### （2）職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
登米市	44歳 6月	333,379 円	359,208 円
宮城県	42歳 5月	356,040 円	432,062 円
国	40歳 7月	325,724 円	

#### 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
登米市	47歳 7月	133人	282,041円	299,198円				
うち 校務・庁務	49歳 3月	47人	288,832円	305,970円	用務員	53歳 9月	227,200円	1.35
うち 運転技術	50歳 3月	21人	297,838円	324,829円	自家用乗用 自動車運転者	50歳 4月	166,800円	1.95
うち 調理師・調理員	46歳 4月	49人	278,508円	292,576円	調理士	41歳 8月	240,500円	1.22
うち 看護・介護補助	39歳 8月	8人	239,075円	250,650円				
その他	46歳 8月	8人	265,275円	281,250円				
宮城県	49歳 1月	381人	339,454円	384,464円				
国	48歳 8月	-人	287,094円					

区分	参 考		
	年間ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C / D
登米市	4,885,522円		
うち 校務・庁務	4,995,495円	3,284,300円	1.52
うち 運転技術	5,319,420円	2,159,800円	2.46
うち 調理師・調理員	4,782,436円	3,329,300円	1.44
うち 看護・介護補助	4,047,775円		
その他	4,571,421円		

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成16～18年の3ヶ年平均）

技能労務職の種類と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
登米市	42歳 6月	307,276 円	334,267 円
宮城県	-	-	-

- 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

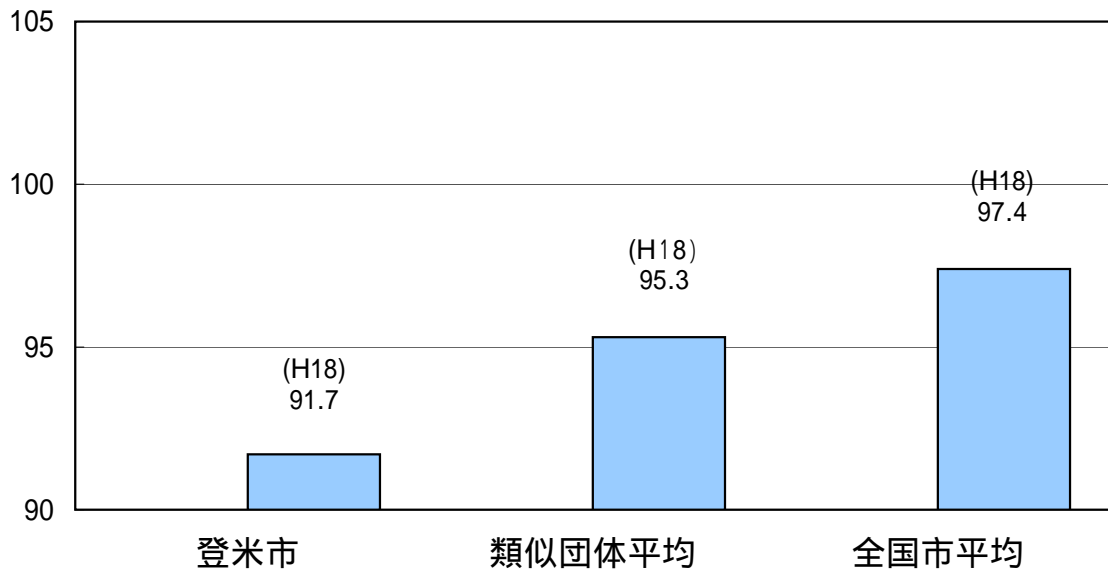
#### 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	登米市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	176,800 円
	高校卒	138,400 円	142,800 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	140,300 円
	中学卒	-	123,900 円
教育職	大学卒	-	197,400 円
	高校卒	-	-
消防職	大学卒	170,200 円	-
	高校卒	138,400 円	-

#### 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	245,200 円	294,850 円
	高校卒	210,713 円	251,740 円
技能労務職	高校卒	199,600 円	-
	中学卒	-	254,300 円
消防職	大学卒	236,300 円	-
	高校卒	200,000 円	242,100 円

ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	882,000 円	(参考) 類似団体における最高 / 最低額  平成20年2月公表予定	
	副 市 長	( 980,000 円 )		
	教 育 長	( 734,700 円 )		
		( 617,500 円 )		
報 酬	議 長	( 650,000 円 )		
	副 議 長	351,000 円		
	議 員	288,000 円		
期 末 手 当	市 長	( 19年度支給割合 )	月 分	
	副 市 長	4.4		
期 末 手 当	教 育 長	( 19年度支給割合 )	月 分	
	副 議 長	3.3		
退 職 手 当	市 長	( 算定方式 )	( 1期の手当額 )	( 支給時期 )
	副 市 長	給料月額 × 在職月数 × 0.44	20,697,600円	任期ごとに支給
	教 育 長	給料月額 × 在職月数 × 0.26	9,859,200円	任期ごとに支給
		給料月額 × 在職月数 × 0.21	6,552,000円	任期ごとに支給

給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

特記事項

区分	削減内容		期間
	給料	管理職手当	
市長	支給額の100分の10		H18.4.1～H20.3.31
副市長	支給額の100分の7		
教育長	支給額の100分の5		
管理職		支給額の100分の20	

登米市市長等及び職員の給与の特例に関する条例により、市長、副市長、教育長及び管理職に対し、給与、手当の減額措置が講じられています。

(3) 職員手当の状況

期末手当・勤勉手当

登米市	宮城県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,574千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,915千円	
(18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%

( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

退職手当(平成19年4月1日現在)

登米市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別加算措置(2%～20%) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 3,494千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別加算措置(2%～20%) 22,834千円

退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額です。

地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		48,232千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		831,578円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都千代田区	14%	4人	14%
宮城県仙台市	5%	11人	5%
医師	12%	47人	12%

特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	291,982千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	472,463円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	32.2%

手当の種類(手当数)		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
税 務 手 当	市税の徴収を主たる業務とする職員	市税の徴収等を行うため外勤事務に従事したとき	1日につき 300円
防疫作業手当	防疫作業に従事する職員	防疫作業に従事したとき	1日につき 300円
死体処理手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人の収容、護送等の業務に従事したとき	1日につき 1,000円
用地買取業務手当	右記業務に従事した職員	用地買取及び工作物の補償交渉のための外勤事務に従事したとき	1日につき 300円
危険物保安作業従事手当	右記業務に従事した職員	電気事業法第43条第4項及び消防法第13条に規定する監督業務に従事したとき	勤務1月につき 2,000円
不快手当	クリーンセンター及び衛生センターに勤務する施設職員	し尿処理、塵芥処理施設の現業に従事したとき	勤務1月につき 6,000円
火葬業務手当	右記業務に従事した職員	火葬場において火葬業務に従事したとき	死体1体につき 300円
消防業務手当	右記業務に従事した職員	(1)水火災等の防御活動に従事したとき (2)深夜通信勤務等に従事したとき (3)救急業務及び救助業務に従事したとき (4)機関業務に従事したとき  (5)救急救命士が救急業務に従事したとき	(1)1回につき 300円 (2)1時間につき 100円 (3)1回につき 200円 (4)1当務につき 300円(大型機関) 200円(普通機関) (5)1回につき 100円
病院関係			
手当の名称	内容	左記職員に対する支給単価	
死体処理手当	死体処理に従事したときに支給(医療職給料表(一)の適用者を除く)	死体1体につき 1,000円を従事した人員で除した額	
診療手当	市立病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員に対して支給	市長が定める額	
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した技師、看護師及び准看護師に支給する	5,000円以内で院長が定める額	
夜間看護手当	市立病院に勤務する看護師又は准看護師、助産師及び技師(看護補助)が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したときに支給する	深夜における勤務が ・4時間以上である場合 勤務1回につき 3,300円 ・2時間以上4時間未満である場合 勤務1回につき 2,900円 ・2時間未満である場合 勤務1回につき 2,000円	
待機手当	市立病院に勤務する医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の適用を受ける職員が、正規の勤務時間以外の時間において緊急業務のため待機を命ぜられた場合に支給する	勤務1回につき 1,700円	

#### 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	232,337 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	154,377 円

その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (18年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	<p>配偶者13,000円 配偶者以外 1人につき6,000円 ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に配偶者がいない場合 扶養親族のうち1人について11,000円</li> <li>・職員に扶養親族でない配偶者がある場合 扶養親族のうち1人について6,500円</li> </ul> <p>満15歳に達する日後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある扶養親族たる子 1人につき5,000円を加算</p>	千円 206,211	円 216,836
住居手当	<p>23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃 - 12,000円 23,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 = 支給額 ただし、27,000円を支給限度とする 世帯主である職員が新築又は購入した住宅 については、新築又は購入した日から5年間 2,500円を支給</p>	千円 43,924	円 182,255
通勤手当	<p>交通機関の利用者 ・最も経済的・合理的な経路及び方法による 定期券・回数券の価格を支給 ただし、55,000円を支給限度とする</p> <p>自動車等の使用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2km以上 5km未満 2,000円</li> <li>・5km以上10km未満 4,100円</li> <li>・10km以上15km未満 6,500円</li> <li>・15km以上20km未満 8,900円</li> <li>・20km以上25km未満 11,300円</li> <li>・25km以上30km未満 13,700円</li> <li>・30km以上35km未満 16,100円</li> <li>・35km以上40km未満 18,500円</li> <li>・40km以上45km未満 20,900円</li> <li>・45km以上50km未満 21,800円</li> <li>・50km以上55km未満 22,700円</li> <li>・55km以上60km未満 23,600円</li> <li>・60km以上 24,500円</li> </ul>	千円 100,379	円 63,773
単身赴任手当	<p>異動等で通勤が困難となり、住居を移転し 同居の配偶者と別居し単身で生活することを 常況とする職員に対し支給（月額23,000円） ただし、職員の住居と配偶者の住居との距 離が100km以上の場合は、距離数に応じて 6,000円から45,000円を加算した額を支給する</p>	千円 1,248	円 312,000
寒冷地手当	<p>11月から3月までの5ヶ月間に分けて支給 世帯主である職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養親族3人以上・・・月額19,560円</li> <li>・扶養親族1人又は2人・・・月額16,300円</li> <li>・扶養親族なし・・・月額9,820円</li> </ul> <p>その他の職員・・・月額6,840円 ただし、H19.11～H20.3については基礎額 から14,000円を減じた額を支給</p>	千円 41,986	円 42,197

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (18年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると市長が認める職に対し、月額269,300円を支給 ただし、採用の日以後の期間の区分に応じ減額されていく	千円 96,368	円 2,536,005
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給。 最高額 66,400円 ただし、H18.4.1~H20.3.31については20%の減額	千円 163,598	円 684,511
宿日直手当	病院の職員 ・医師・・・・・・・・20,000円 ・医師以外・・・・5,000円 病院以外の職員 ・勤務1回につき4,200円	千円 39,977	円 58,964
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給される手当 支給額 1時間当りの給与額×(135/100)×勤務時間数	千円 42,142	円 171,310
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し支給される手当 支給額 1時間当たりの給与額×(25/100)×勤務時間数	千円 51,370	円 124,381
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給される手当 支給額 勤務1回につき6,000円~8,000円	千円 691	円 12,123

## 2 職員の給与の状況（公営企業職員）

### （1）決算の状況

水道事業（平成18年度決算）

総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	（参考） 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
3,869,216千円	260,449千円	323,393千円	8.4%	9.3%

職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
49人	209,771千円	26,954円	86,669円	323,394千円	6,600千円

職員数は、平成18年3月31日現在の人数です。

### （2）職員の平均給与月額、初任給等の状況

企業職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
登米市	48歳 5月	356,631 円	381,593 円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

### （3）職員手当の状況

期末手当・勤勉手当

登 米 市	宮 城 県 企 業 局（ 水 道 事 業 ）
1人当たり平均支給額（18年度） 1,769千円	1人当たり平均支給額（18年度） 1,959千円
（18年度支給割合） 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分	（18年度支給割合） 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%～25%

（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

退職手当（平成19年4月1日現在）

登 米 市			宮 城 県 企 業 局（ 水 道 事 業 ）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別加算措置（2%～20%） （退職時特別昇給 なし ）			その他の加算措置 定年前早期退職特別加算措置（2%～20%）		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 - 千円		

退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額です。

地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都千代田区	14 %	0 人	14 %
宮城県仙台市	5 %	0 人	5 %

特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		725 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		55,800 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）		26.5 %	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
待機手当	水道事業所に勤務する職員	正規の勤務時間以外における配水施設等の監視並びに事故に対処するため待機する職員で水道管理課長により割振命令され、これを従事したとき	日額 ・3,000円（休日、週休日） ・1,400円（その他の日）
危険物保安作業従事手当	右記業務に従事した職員	電気事業法第43条第4項及び消防法第13条に規定する監督業務に従事したとき	勤務1月につき 2,000円

時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	7,675 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	178,488 円

その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	普通会計職員に同じ	千円 7,416	円 239,210
住居手当	//	千円 626	円 78,200
通勤手当	//	千円 3,011	円 68,427
寒冷地手当	//	千円 1,521	円 41,097
管理職手当	//	千円 2,323	円 464,604
宿日直手当	//	千円 2,733	円 97,600

### 3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

#### 職員の勤務時間

	1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日
本庁型勤務	40時間	8時間	8:30～17:15	12:00～12:45	日曜日及び土曜日
変則型勤務 (保育所、病院等)	4週間で平均し 1週間当たり 40時間		例) 保育所 7:00～17:45	業務の実情に 応じ45分	4週間を通じて 指定する8日
			例) 病院 10:00～9:00	業務の実情に 応じ1時間	4週間を通じて 7日又は8日

総合支所市民福祉課の窓口業務に従事する職員については、11:30～14:00までの間に45分間の休憩を取得しています。

#### 年次有給休暇の取得状況(平成18年1月1日～平成18年12月31日)

総付与時間数 A	総使用時間数 B	対象職員数 C	平均取得時間数 B/C	取得率 B/A
308,864時間	160,506時間	1,942人	83時間	51.9%

年次有給休暇は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により、1年について20日付与されます。また、付与された20日のうち使用しなかった分を翌年に繰り越すことができます。

#### 時間外勤務及び休日勤務等の状況(平成18年度)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たり勤務平均時間数
116,140時間	76時間

#### 育児休業取得者の状況

区分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	0人	32人
前年度から引き続いている者	0人	19人

子が3歳未満の職員は育児休業又は部分休業を取得することができます。取得期間は給料が支給されません。

### 4 職員の分限及び懲戒処分等の状況

#### 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、地方公務員法第28条及び登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に基づき処分が行われます。

区分	免職	休職	降任	降給	計	失職
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-	-	-
心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	-	10人	-	-	10人	-
その職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	-	-
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	4人	-	-	-	4人	-
刑事事件に関して起訴された場合	-	-	-	-	-	-
条例で定める事由に該当する場合	-	-	-	-	-	-
欠格条項該当	-	-	-	-	-	-

### 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員に職務上の義務違反、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分であり、地方公務員法第30条及び登米市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例に基づき処分が行われます。

区分	免職	停職	減給	戒告	計	訓告等
法令に違反した場合	-	-	-	-	-	-
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	-	-	9人	4人	13人	29人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	1人	3人	-	1人	5人	6人

## 5 職員のサービスの状況

### サービスの概要

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にさまざまな義務が課せられています。

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	信用失墜行為の禁止
秘密を守る義務	職務に専念する義務
争議行為等の禁止	政治的行為の制限
	営利企業等の従事制限

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### 研修の状況

平成18年度における職員の研修は「登米市人材育成方針」に基づき実施しております。

区分	内容	受講者数	備考
職場研修	6講座開催	2,564人	C S 接遇研修、メンタルヘルス研修、業務改善研修他
自己啓発研修	通信制講座受講支援	8人	
職場外研修	宮城県市町村職員研修所	213人	階層別研修、実務研修、ステップアップ研修、教養研修
派遣研修	宮城県市町村振興協会	8人	東北六県研修、自治大学校、海外派遣研修

### 勤務成績の評定の状況

平成18年度については、課長級（行政職5級相当）以上の管理職員（医師を除く。）を対象として、勤勉手当の成績率決定に係る勤務成績の評価を実施しました。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### 健康管理に関する状況

法律及び市規則の規定により、職員の健康診断等を行っております。

区分	対象者	受診者数
定期健康診断	全職員（人間ドック受診者を除く）	942
人間ドック	35歳以上の希望者	487
胃がん検診	35歳以上の希望者	171
子宮がん検診	20歳以上の希望者	145
乳がん検診	30歳以上の希望者	182
大腸がん健診	40歳以上の希望者	146
かくたん検査	希望者	87

### 公務災害補償制度

職員が公務上又は通勤途上に災害にあった場合、地方公務員災害補償法に基づいて補償されます。

認定状況（平成18年度実績）

公務災害	通勤災害	計
20人	1人	21人